

○ 信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）

改正案	第十六条 前条ノ規定ニ依リテ供託シタル国債（其ノ權利ノ帰属カ社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）ノ規定ニ依ル振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレルモノヲ含ム以下同ジ）ハ其ノ供託価格カ資本金ノ十分ノ一（資本金一億円以上ナルトキハ千万円）ヲ超過スル部分ニ非サレハ其ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得ス但シ供託換ノ目的ヲ以テ供託シタル国債ノ供託価格以下ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
現行	第十六条 前条ノ規定ニ依リテ供託シタル国債ハ其ノ供託価格カ資本金ノ十分ノ一（資本金一億円以上ナルトキハ千万円）ヲ超過スル部分ニ非サレハ其ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得ス但シ供託換ノ目的ヲ以テ供託シタル国債ノ供託価格以下ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）

改正案	現行
（供給金に代わる有価証券の種類） 第三条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。） 二 地方債	（供給金に代わる有価証券の種類） 第三条 法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債 二 地方債

○ 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

改正案	現行
（法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により有価証券の時価に乗すべき率） 第二条（略） 2（略） 3 第一項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、発行日取引が対当売買又は有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。）によるものである場合における当該発行日取引については、これを適用しない。 （保証金代用有価証券） 第五条（略） 2 証券会社は、その預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下同じ。）をもつて代用される場合であつて、当該証券会社の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該証券会社の取引のための欄と区分しな	（法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により有価証券の時価に乗すべき率） 第二条（略） 2（略） 3 第一項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乗すべき率の規定は、発行日取引が対当売買によるものである場合における当該発行日取引については、これを適用しない。 （保証金代用有価証券） 第五条（略） （新設）

ければならない。

○ 証券取引所に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）

改正案	現行
（取得等の制限の適用除外） 第九条 法第百三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 三 （略） 四 法第百五十六條の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合 （法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引） 第十二条の二 第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める取引とする。 一 証券取引所の会員から有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。以下この条において同じ。）の委託を受けて行う場合 当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。） 二 会員証券取引所から法第百七条の二第一項第一号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けを行う場合 当該会員証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証	（取得等の制限の適用除外） 第九条 法第百三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 三 （略） 四 法第百五十六條の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合 （新設）

券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。）

三 会員証券取引所から法第七条の二第一項第二号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受け行う場合 当該会員証券取引所が開設する取引所有価証券市場における証券先物取引等（国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第五号において同じ。）に係る有価証券先物取引並びに法第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。）

四 株式会社証券取引所から法第七条の三第一項第一号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて行う場合 当該株式会社証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等

五 株式会社証券取引所から法第七条の三第一項第二号の規定により取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて行う場合 当該株式会社証券取引所が開設する取引所有価証券市場における証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに法第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。）

（認可を要する業務規程に係る事項）

第十三条 （略）

2 次に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則

（認可を要する業務規程に係る事項）

第十三条 （略）

2 次に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則

において定めなければならない。

一 法第百五十六条の二十四第一項の規定による信用取引及び証券取引所の会員等が当該証券取引所の有価証券市場における有価証券の売買の決済のために証券金融会社（法第二条第二十八項に規定する証券金融会社をいう。）から当該証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項

二〽五 （略）

（提出書類）

第三十条 （略）

2〽5 （略）

6 証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等、相場の公表又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となった場合には、法第百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

7
（略）

において定めなければならない。

一 法第百五十六条の三第一項の規定による信用取引及び証券取引所の会員等が当該証券取引所の有価証券市場における有価証券の売買の決済のために証券金融会社（法第二条第二十五項に規定する証券金融会社をいう。）から当該証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項

二〽五 （略）

（提出書類）

第三十条 （略）

2〽5 （略）

6 証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。）、相場の公表又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となった場合には、法第百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

7
（略）

○ 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

改正案	現行
（免許申請書の添付書類） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第百五十六条の二十四第三項</u>に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が<u>法第百五十六条の二十五第二項第四号イ</u>からハまでの規定に該当しないことを誓約する書面 三 <u>十一</u> （略） ② 証券金融会社（<u>法第二条第二十八項</u>に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、速やかに金融庁長官に届出をしなければならない。 一 （略） 二 業務の内容及び方法（<u>法第百五十六条の二十八第一項</u>に定める認可に係る事項を除く。）を変更したとき。 三 （略） （免許申請書に添付すべき電磁的記録） 第一条の二 <u>法第百五十六条の二十四第四項</u>において準用する法第八	（免許申請書の添付書類） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第百五十六条の三第三項</u>に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が<u>法第百五十六条の四第二項第四号イ</u>からハまでの規定に該当しないことを誓約する書面 三 <u>十一</u> （略） ② 証券金融会社（<u>法第二条第二十五項</u>に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、速やかに金融庁長官に届出をしなければならない。 一 （略） 二 業務の内容及び方法（<u>法第百五十六条の七第一項</u>に定める認可に係る事項を除く。）を変更したとき。 三 （略） （免許申請書に添付すべき電磁的記録） 第一条の二 <u>法第百五十六条の三第四項</u>において準用する法第八十二

十二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

②・③（略）

（兼業業務の範囲）

第一条の三 法第百五十六条の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付（法第百五十六条の二十四第一項並びに法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。）

二〇六（略）

七 法第百五十六条の二十四第一項、法第百五十六条の二十七第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務

八 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

九 法第二条第二十七項に規定する証券取引清算機関の参加者による有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。当該証券取引清算機関が証券取引所又は

条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

②・③（略）

（兼業業務の範囲）

第一条の三 法第百五十六条の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付（法第百五十六条の三第一項並びに法第百五十六条の六第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。）

二〇六（略）

七 法第百五十六条の三第一項、法第百五十六条の六第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務

（新設）

（新設）

証券業協会が開設する取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。）に関し有価証券債務引受業（法第二条第二十六項に規定する有価証券債務引受業をいう。）を行わせることとされた場合において、当該証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。）又は当該証券業協会の協会員が、当該証券取引清算機関の定める業務方法書に基づき行うものを除く。）のために必要な金銭又は有価証券の貸付

- ② 法第一百五十六条の二十七第二項の規定による届出を行う場合は、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

一 三 （略）

（他業兼営の承認申請）

- 第二条 証券金融会社は、法第一百五十六条の二十七第三項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 （略）

- ② 証券金融会社が法第一百五十六条の二十七第三項の規定に基づく承認を受けた業務の内容を変更しようとする場合には、同項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けなければならない。

（業務内容の変更等の認可申請）

- 第三条 証券金融会社は、法第一百五十六条の二十八第一項の規定によ

- ② 法第一百五十六条の六第二項の規定による届出を行う場合は、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

一 三 （略）

（他業兼営の承認申請）

- 第二条 証券金融会社は、法第一百五十六条の六第三項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 （略）

- ② 証券金融会社が法第一百五十六条の六第三項の規定に基づく承認を受けた業務の内容を変更しようとする場合には、同項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けなければならない。

（業務内容の変更等の認可申請）

- 第三条 証券金融会社は、法第一百五十六条の七第一項の規定により認

り認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(金銭又は有価証券の貸付の条件)

第三条の二 法第百五十六条の二十八第二項に規定する金銭又は有価証券の貸付（法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務に係るものに限る。）の条件とは、金利の上限、担保の種類及び担保掛目の上限並びに貸借担保金の率の下限とする。

(届出書の添付書類)

第三条の三 法第百五十六条の二十八第二項の規定による届出を行う場合には、理由書のほか、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

一・三 (略)

② 法第百五十六条の二十八第三項の規定による届出を行う場合には、理由書を添付した届出書を提出するものとする。

③ (略)

(報告又は資料の提出)

第三条の四 法第百五十六条の三十五に規定する営業報告書は、別紙様式一により作成し、提出しなければならない。

② (略)

可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(金銭又は有価証券の貸付の条件)

第三条の二 法第百五十六条の七第二項に規定する金銭又は有価証券の貸付（法第百五十六条の三第一項に規定する業務に係るものに限る。）の条件とは、金利の上限、担保の種類及び担保掛目の上限並びに貸借担保金の率の下限とする。

(届出書の添付書類)

第三条の三 法第百五十六条の七第二項の規定による届出を行う場合には、理由書のほか、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

一・三 (略)

② 法第百五十六条の七第三項の規定による届出を行う場合には、理由書を添付した届出書を提出するものとする。

③ (略)

(報告又は資料の提出)

第三条の四 法第百五十六条の十四に規定する営業報告書は、別紙様式一により作成し、提出しなければならない。

② (略)

③ 証券金融会社は、法第百五十六条の二十四第一項に規定する取引に関して次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、速やかにその報告を行わなければならない。

一 三 (略)

(業務の廃止又は解散等の決議に係る認可申請)

第四条 証券金融会社は、法第百五十六条の三十六に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

(免許申請書の經由)

第五条 法第百五十六条の二十四第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第六条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第百五十六条の二十七第三項若しくは第二条第二項に規定する承認又は法第百五十六条の二十八第一項に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六条の二十四第一項に規定する免許又は法第百五十六条の三十六に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をする

③ 証券金融会社は、法第百五十六条の三第一項に規定する取引に関して次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、速やかにその報告を行わなければならない。

一 三 (略)

(業務の廃止又は解散等の決議に係る認可申請)

第四条 証券金融会社は、法第百五十六条の十五に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

(免許申請書の經由)

第五条 法第百五十六条の三第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に提出しようとする者は、当該申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第六条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第百五十六条の六第三項若しくは第二条第二項に規定する承認又は法第百五十六条の七第一項に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六条の三第一項に規定する免許又は法第百五十六条の十五に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるもの

② よう努めるものとする。
(略)

② とする。
(略)

○ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
（適用除外行為） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。 一 五（略） 六 法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に掲げるものに限る。）に係る契約を締結する行為 （禁止行為） 第四条 法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）につ	（適用除外行為） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。 一 五（略） （新設） （禁止行為） 第四条 法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）につ

いて、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）若しくは店頭売買有価証券店頭指数等（同条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引（これらの取引を法第二十五条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に掲げるものに限る。以下この条において「有価証券等清算取次ぎ」という。）として行う場合を除く。）をいう。）その委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。）若しくは有価証券清算取次ぎの委託をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は上場有価証券店頭指数等若しくは店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）の受託等（同号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為

四 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け（買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。以下この号において同じ。）又は売付け（売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。以下この号において同じ。）と対当させ、かつ、金銭又は

いて、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）若しくは店頭売買有価証券店頭指数等（同条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）若しくはその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。）をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等（同号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為

四 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付けと対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをす

有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをする行為

五（略）

六 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この条において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券）又は優先出資証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において

る行為

五（略）

六 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この条において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券）又は優先出資証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において

同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け（有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第五項第五号に規定する買付け、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第百五十二条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）又はその買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をする行為

ロ 他の証券会社（外国証券会社を含む。）に買付けの委託等（有価証券等清算取次ぎの委託（イに規定する自己の計算による買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の

同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け（有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第百五十二条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）をする行為

ロ 他の証券会社（外国証券会社を含む。）に買付けの委託等をする行為

ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の

発行者である会社の計算による株券の買付けの受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をする行為

ニ 令第二十条第三項各号に掲げる者の計算による買付けの受託等（有価証券等清算取次ぎの受託並びに有価証券有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買による買付け及び安定操作取引の受託等を除く。）をする行為

七 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券若しくは優先出資証券について買付けの受託等若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。以下この号において同じ。）からの買付けの受託等、証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するものの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得する行為）の受託等（証券会社からの受託等を除く。）をする行為

発行者である会社の計算による買付けの受託等（株券の買付けの受託等に限る。）をする行為

ニ 令第二十条第三項各号に掲げる者の計算による買付けの受託等（有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買による買付け及び安定操作取引の受託等を除く。）をする行為

七 安定操作取引又はその受託等をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券若しくは優先出資証券について買付けの受託等若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。以下この号において同じ。）からの買付けの受託等又は証券会社への売付けを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するものの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得するものの付与に限る。）の受託等（証券会社からの受託等を除く。）をする行為

するものの付与に限る。)の受託等(証券会社からの受託等を除く。)をする行為

八〇十四(略)

(事故)

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等(法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。)につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの(以下「事故」という。)とする。

一(略)

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等(法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎとして行うものを除く。)を行うこと。

三〇六(略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の計算において有価証券の売買等(法第二条第二十五項に規定する有価

八〇十四(略)

(事故)

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等(法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。)につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの(以下「事故」という。)とする。

一(略)

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

三〇六(略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の計算において有価証券の売買等をしている状況

証券等清算取次ぎとして行うものを除く。次号において同じ。）
をしている状況

二〇七（略）

（弊害防止措置）

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第六号において同じ。））、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に係るものに限る。）、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係る

二〇七（略）

（弊害防止措置）

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。第六号において同じ。））、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係るものに限る。）、法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債又は保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るものに限る。）、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲

ものに限る。）、法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債又は保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るものに限る。）、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び令第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること（当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

二〇六（略）

七 証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等か

げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び令第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利を除く。）の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること（当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

二〇六（略）

七 証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等か

ら受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合及び次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）。

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ （略）

ハ 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ニ・ホ （略）

八ゝ十 （略）

2ゝ6 （略）

ら受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合及び次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）。

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項の規定において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ （略）

ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ニ・ホ （略）

八ゝ十 （略）

2ゝ6 （略）

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（金銭債権等と預金等との誤認防止） 第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 一 （略） 二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（法第十条第三項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）、証券取引法第二条第一項三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。） 三 （略） 四 当該銀行が発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。次項において「銀行社債」という。）	（金銭債権等と預金等との誤認防止） 第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 一 （略） 二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。） 三 （略） 四 当該銀行が発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「短期社債法」という。）第二条第一項に規定する短期社債を除く。次項において「銀行社債」という。）

五 (略)

2
3
4 (略)

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第十条第三項第一号に掲げる短期社債、同項第四号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。））、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。））、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。））

二 (略)

五 (略)

2
3
4 (略)

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、短期社債等（短期社債法第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。））、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。））、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。））

二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十条第三項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四 （略）

四の二 短期社債等（法第十条第三項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡

五十六 （略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債法第二条第一項に規定する短期社債及び保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四 （略）

四の二 短期社債等の取得又は譲渡

五十六 （略）

3 5 (略)

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 十一 (略)

3 5 (略)

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 十一 (略)

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ (略) ロ 当該会社の発行する社債（<u>法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。</u>）を取得すること。 ハ (略) 十三 三十六 (略) 三 七 (略)	十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ (略) ロ 当該会社の発行する社債（<u>短期社債法第二条第一項に規定する短期社債を除く。</u>）を取得すること。 ハ (略) 十三 三十六 (略) 三 七 (略)
---	---

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（<u>法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。</u>）を取得すること。 ハ（略） 十三 三十六（略） 三 七（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止） 第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「短期社債法」という。）第二条第一項に規定する短期社債を除く。</u>）を取得すること。 ハ（略） 十三 三十六（略） 三 七（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止） 第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤

認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（法第六条第四項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 (略)

四 当該長期信用銀行が発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。次項において「銀行社債」という。）

五 (略)

2・3 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう

認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 (略)

四 当該長期信用銀行が発行する社債（短期社債法第二条第一項に規定する短期社債を除く。次項において「銀行社債」という。）

五 (略)

2・3 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第六条第四項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限り。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三 有価証券の売買（国債等、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債法第二条第一項に規定する短期社債及び保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限り。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三 有価証券の売買（国債等、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び

第四号に掲げる有価証券にあつては、法第六条第四項第一号に掲げる短期社債、同項第四号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（法第六条第四項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。）

五 十六 （略）

三 五 （略）

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七 （略）

二 （略）

三 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五

第四号に掲げる有価証券にあつては、短期社債等（短期社債法第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（次号及び第五号に掲げるものを除く。）

四 法第六条第三項第三号の規定により営むことができる業務に係る有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が法第六条第三項第四号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。）

五 十六 （略）

三 五 （略）

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七 （略）

二 （略）

三 特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定す

号) 第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者 (同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。) に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等 (以下この項において「出資者等」という。) から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

る特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者 (同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。) に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等 (以下この項において「出資者等」という。) から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
（金庫の子会社の範囲等） 第十条の五（略） 2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一〇十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ（略） 十三 三十六（略） 三〇七（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止）	（金庫の子会社の範囲等） 第十条の五（略） 2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一〇十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「短期社債法」という。）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）を取得すること。 ハ（略） 十三 三十六（略） 三〇七（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十五条の四 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第五十三条第五項第一号に掲げる短期商工債券、同号ハに掲げる短期債券又は同号ヘに掲げる短期農林債券に係るものに限る。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三・四 (略)

2・3 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をい

第十五条の四 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三・四 (略)

2・3 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をい

う。

- 一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第五十三條第五項第一号イに掲げる短期社債、同号ニに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

- 三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第五十三條第五項第一号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（法第五十三條第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び

う。

- 一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、短期社債等（短期社債法第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

- 三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並

第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四（略）

四の二 短期社債等（法第五十三条第五項第一号に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡

五十六（略）

三〇五（略）

（金庫の特定関係者）

第十六条の七（略）

二（略）

三 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず

びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債法第二条第一項に規定する短期社債及び保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四（略）

四の二 短期社債等の取得又は譲渡

五十六（略）

三〇五（略）

（金庫の特定関係者）

第十六条の七（略）

二（略）

三 特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社

る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
（国債の供託） 第六条 信託業務を営む金融機関は、信託業務開始後一月以内に、信託業法第七条ただし書に規定する金額に相当する額の国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）を本店（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、主たる事務所。第十四条において同じ。）の所在地のもよりの供託所に供託しなければならない。 2 （略）	（国債の供託） 第六条 信託業務を営む金融機関は、信託業務開始後一月以内に、信託業法第七条ただし書に規定する金額に相当する額の国債を本店（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、主たる事務所。第十四条において同じ。）の所在地のもよりの供託所に供託しなければならない。 2 （略）

○ 証券先物取引等に関する内閣府令（昭和六十年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
（取引証拠金の預託方法） 第三条 証券取引所（その取引所有価証券市場における証券先物取引等の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定めた場合にあっては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関。以下同じ。）は、法第百八条の三第一項の規定に基づき取次者（同項第二号に規定する取次者（有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。以下同じ。）にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託を受けた者。）をいう。以下同じ。））、委託者（同号に規定する委託者（有価証券等清算取次ぎにあっては、有価証券等清算取次ぎの委託を受けた者として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。）をいう。以下同じ。）又は申込者（同項第四号に規定する申込者（有価証券等清算取次ぎにあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを申し込んだ者。）をいう。以下同じ。））から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。 一 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等（法第六十一条第一項に規定する会	（取引証拠金の預託方法） 第三条 証券取引所は、法第百八条の三第一項の規定に基づき委託者（同項第二号に規定する委託者をいう。以下同じ。））、取次者（同号に規定する取次者をいう。以下同じ。）又は申込者（同項第四号に規定する申込者をいう。以下同じ。））から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。 一 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等（法第六十一条第一項に規定する会

員等をいう。以下同じ。）が当該証券先物取引等について有価証券等清算取次ぎを委託するものとして清算受託者（会員等が有価証券等清算取次ぎを委託する者をいう。以下同じ。）を届け出た場合を除く。） 当該証券先物取引等を受託した会員等

二 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合（当該証券先物取引等について有価証券等清算取次ぎを委託するものとして清算受託者を届け出た場合に限る。） 当該証券先物取引等の清算取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた会員等及び当該会員等が届け出た清算受託者

三 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が当該証券先物取引等について有価証券等清算取次ぎを委託するものとして清算受託者を届け出た場合を除く。） 証券先物取引等に係る取次者及び当該証券先物取引等を受託した会員等

四 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合（当該証券先物取引等について有価証券等清算取次ぎを委託するものとして清算受託者を届け出た場合に限る。） 証券先物取引等に係る取次者、当該証券先物取引等の清算取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた会員等及び当該会員等が届け出た清算受託者

2 証券取引所は、法第百八条の三第一項の規定に基づき取引証拠金の預託を受けるときは、証券先物取引等を行う会員等その他の同項各号に定める者に代えて、当該会員等が届け出た清算受託者から当該取引証拠金の預託を受けることができる。

員等をいう。以下同じ。）が他の会員等を清算会員等（会員等が他の会員等に取り証拠金の預託を委託する場合の当該他の会員等をいう。以下同じ。）として届け出た場合を除く。） 当該証券先物取引等を受託した会員等

二 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が他の会員等を清算会員等として届け出た場合に限る。） 当該証券先物取引等を受託した会員等及び当該会員等が届け出た清算会員等

三 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が他の会員等を清算会員等として届け出た場合を除く。） 証券先物取引等に係る取次者及び当該証券先物取引等を受託した会員等

四 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が他の会員等を清算会員等として届け出た場合に限る。） 証券先物取引等に係る取次者、当該証券先物取引等を受託した会員等及び当該会員等が届け出た清算会員等

2 証券取引所は、法第百八条の三第一項の規定に基づき取引証拠金の預託を受けるときは、証券先物取引等を行う会員等その他の同項各号に定める者に代えて、当該会員等が届け出た清算会員等から当該取引証拠金の預託を受けることができる。

(証券取引所における取引証拠金の分別管理)

第六条 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごとかつ会員等(清算受託者を通じて取引証拠金の預託を受けたときは、清算受託者)ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき代用有価証券(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券をいう。以下同じ。)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該代用有価証券を管理しなければならない。

一 証券取引所が保管することにより管理する有価証券(混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。) 代用有価証券の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券(以下「固有有価証券等」という。)(の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についての会員等から又はどの会員等若しくは清算受託者を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 証券取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価

(証券取引所における取引証拠金の分別管理)

第六条 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごとかつ会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 証券取引所は、法第百八条の三第四項の規定に基づき代用有価証券(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券をいう。以下同じ。)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該代用有価証券を管理しなければならない。

一 証券取引所が保管することにより管理する有価証券(混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。) 代用有価証券の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券(以下「固有有価証券等」という。)(の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 証券取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価

証券 当該第三者をして、代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該代用有価証券についての会員等から又はどの会員等若しくは清算受託者を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 証券取引所が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。） 代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等若しくは各清算受託者を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 証券取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券 当該第三者をして、代用有価証券を預託する者のための口座については証券取引所の自己の口座と区分する等の方法により、代用有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等若しくは各清算受託者を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

五 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利 第三者をして、代用有価証券を会員等から又は会員等若しくは清算受託者を通じ預託を受けた有価証券として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

証券 当該第三者をして、代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該代用有価証券についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 証券取引所が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。） 代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 証券取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券 当該第三者をして、代用有価証券を預託する者のための口座については証券取引所の自己の口座と区分する等の方法により、代用有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

五 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利 第三者をして、代用有価証券を会員等から又は会員等を通じ預託を受けた有価証券として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

(取引証拠金等の代用有価証券)

第七条 (略)

2 取次者又は会員等又は清算受託者(以下この項において「取次者等」という。)は、法第百八条の三第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により振替社債等(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下同じ。)をもつて代用される場合であつて、当該取次者等の口座における保有欄(同法第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。)に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引のための欄と区分しなければならない。

(取引証拠金等の代用有価証券)

第七条 (略)

(新設)

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正後	改正前
（営業保証金の追加供託の起算日） 第十一条 法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一 三 （略） 四 令第六条の権利の実行の手続を行うため管轄財務局長が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合投資顧問業者が規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日 （営業保証金に充てることができる有価証券の種類） 第十二条 法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。） 二 地方債証券	（営業保証金の追加供託の起算日） 第十一条 法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一 三 （略） 四 令第六条の権利の実行の手続を行うため管轄財務局長が供託されている有価証券の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 投資顧問業者が規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日 （営業保証金に充てることができる有価証券の種類） 第十二条 法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。 （新設） （新設） （新設）

三 政府保証債券

四 金融庁長官が指定した社債券その他の債券（記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの並びに前号に掲げるものを除く。）。

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第十三条 法第十条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 三 （略）

四 前条第四号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2・3 （略）

（関係親法人に準ずる者）

第二十四条 令第八条第三号イの(4)に規定する内閣府令で定めるものは、同号イの(4)に規定する関係親法人の総株主等の議決権（同号イ本文に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同号イ本文に規定する議決権をいう。以下この条及び第二十五条において同じ。）に係る株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人とする。

一 政府保証債券

二 金融庁長官が指定した社債券その他の債券（記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの並びに前号に掲げるものを除く。）。

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第十三条 法第十条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 三 （略）

四 前条第二号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2・3 （略）

（関係親法人に準ずる者）

第二十四条 令第八条第三号イの(4)に規定する内閣府令で定めるものは、令第八条第三号イの(4)に規定する関係親法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第八条第三号イの(6)に規定する内閣府令で定めるものは、同号イの(6)に規定する関係子法人及びその関係子法人又は当該関係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第八条第三号イの(6)に規定する内閣府令で定めるものは、令第八条第三号イの(6)に規定する関係子法人及びその関係子法人又は当該関係子法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人とする。

○ 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
（取得又は保有の態様その他の事情を勘案し株主が有している株式から除外するもの） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。 一・二 （略） 三 法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式	（取得又は保有の態様その他の事情を勘案し株主が有している株式から除外するもの） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。 一・二 （略） 三 法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式

○ 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）

改正案	現行
（免許申請書の添付書類） 第一条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 五（略） 六 法第九十条の二十一第二項の規定により損失を負担する会員等（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面（ただし、当該会員等が免許の申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面） 七 十四（略） 2（略） （取得等の制限の適用除外） 第二条の七 法第三十四条の二十第二項に規定する内閣府令で定める	（免許申請書の添付書類） 第一条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 五（略） 六 法第四十条第二項の規定により損失を負担する会員等（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面（ただし、当該会員等が免許の申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面） 七 十四（略） 2（略） （取得等の制限の適用除外） 第二条の七 法第三十四条の二十第二項に規定する内閣府令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(信託金の運用方法)

第四条 法第三十五条の三第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(取引証拠金の預託方法)

第五条の二 金融先物取引所（その金融先物市場における金融先物取引の全部又は一部に関し、他の金融先物清算機関に金融先物債務引受業を行わせる旨を定めた場合にあつては、当該金融先物取引について金融先物債務引受業を行う金融先物清算機関。以下同じ。）は、法第三十七条第一項の規定に基づき委託者（同項第二号に規定する委託者をいう。第五条の四及び第五条の五において同じ。）、取次者（同号に規定する取次者をいう。以下同じ。）又は申込者（同項第四号に規定する申込者をいう。以下同じ。）から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一〇四 (略)

場合は、次に掲げる場合とする。

一〇三 (略)

四 証券取引法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(信託金の運用方法)

第四条 法第三十五条の三第五項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(取引証拠金の預託方法)

第五条の二 金融先物取引所は、法第三十七条第一項の規定に基づき委託者（同項第二号に規定する委託者をいう。第五条の四及び第五条の五において同じ。）、取次者（同号に規定する取次者をいう。以下同じ。）又は申込者（同項第四号に規定する申込者をいう。以下同じ。）から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一〇四 (略)

2
(略)

(締結した受託契約の内容の確認方法)

第二十条 1～4 (略)

5 前各項の規定は、受託契約が清算受託取引(清算参加者(法第九十条の七第二項第三号に規定する「清算参加者」をいう。以下同じ。))が金融先物清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う金融先物取引等であつて、金融先物取引等に基づく債務を当該金融先物清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、当該顧客が当該清算参加者を代理して成立させるものをいう。以下同じ。)に係るものである場合には、適用しない。

(成立した取引に係る書面の交付)

第二十一条 1・2 (略)

3 前二項の規定は、受託契約に係る金融先物取引等が清算受託取引に係るものである場合には、適用しない。

(業務に関する帳簿書類)

第二十六条 1～4 (略)

5 前各項の規定は、当該業務が清算受託取引に係るものである場合には、適用しない。

2
(略)

(締結した受託契約の内容の確認方法)

第二十条 1～4 (略)

(新設)

(成立した取引に係る書面の交付)

第二十一条 1・2 (略)

(新設)

(業務に関する帳簿書類)

第二十六条 1～4 (略)

(新設)

(金融先物取引責任準備金)

第二十九条 金融先物取引業者は、各営業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第八十二条第一項の規定による金融先物取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる金額の合計額

イ 当該営業年度において受託等（委託を受け、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることをいう。以下この条において同じ。）をした通貨に係る金融先物取引等（金融オプションに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高（清算受託取引に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取引所（金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ロ 当該営業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る金融先物取引等（金融オプションに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高（清算受託取引

(金融先物取引責任準備金)

第二十九条 金融先物取引業者は、各営業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第八十二条第一項の規定による金融先物取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる金額の合計額

イ 当該営業年度において受託等（委託を受け、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることをいう。以下この条において同じ。）をした通貨に係る金融先物取引等（金融オプションに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高を取引所（金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ロ 当該営業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る金融先物取引等（金融オプションに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高を取引所が取引

に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取引所が取引単位として定める金額（金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

ハ 当該営業年度において受託等をした手形の割引率によって算出した金融指標に係る金融先物取引等（金融オプションに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高（清算受託取引に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取引所が取引単位として定める金額（金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇二四に相当する金額

二 (略)

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第九十条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に定めるものとする。

一 主要株主（発行済株式（議決権のあるものに限る。次号において同じ。）の総数の百分の十以上の株式（議決権のあるものに限る。次号において同じ。）を有している株主をいう。以下同じ。

単位として定める金額（金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

ハ 当該営業年度において受託等をした手形の割引率によって算出した金融指標に係る金融先物取引等（金融オプションに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高を取引所が取引単位として定める金額（金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇二四に相当する金額

二 (略)

(新設)

（）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

二 親法人（金融先物清算機関の過半数の株式（発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式をいう。以下同じ。）を所有している法人その他の団体をいう。及び子法人（金融先物清算機関が過半数の株式を所有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面

四 取締役の担当業務を記載した書面

五 金融先物債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

六 金融先物清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

七 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

八 その他法第九十条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第三十一条の三 法第九十条の三第三項に規定する電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該

（新設）

当する構造の磁気ディスクとする。	
2	前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方法に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
3	第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一 申請者の商号 二 申請年月日
(兼業の承認申請)	
第三十一条の四 金融先物清算機関は、法第九十条の六第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。	
一 承認を受けようとする業務の種類	
二 当該業務の開始予定年月日	
2	前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一	当該業務の内容及び方法を記載した書面
二	当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

(新設)

三 当該業務の運営に関する社内規則

四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

(兼業業務の廃止の届出)

第三十一条の五 金融先物清算機関は、法第九十条の六第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 法第九十条の六第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類
- 二 当該業務を廃止した年月日
- 三 当該業務を廃止した理由

(業務方法書の記載事項)

第三十一条の六 法第九十条の七第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融先物債務引受業に附帯する業務に関する事項
- 二 金融先物債務引受業に関連する業務に関する事項
- 三 金融先物取引について金融先物債務引受業を行う場合にあつては、取引証拠金に関する事項

四 法第九十条の十一に規定する清算預託金を定める場合にあつては、次に掲げる事項

イ 次条の規定により清算預託金として定める有価証券に関する事項

ロ 清算預託金の管理方法に関する事項

(新設)

(新設)

(清算預託金)

第三十一条の七 法第九十条の十一に規定する内閣府令で定めるものは、金銭及び金融先物清算機関が業務方法書において定める有価証券であつて、当該金融先物清算機関が業務方法書の定めるところにより清算預託金として他の財産と分別して管理するものとする。

(新設)

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第三十一条の八 金融先物清算機関は、法第九十条の十二の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 理由書

二 定款又は業務方法書の新旧対照表

三 株主総会（法第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては総会）の議事録
四 その他参考となる書類

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第三十一条の九 金融庁長官は、法第九十条の十二の規定に基づく認可申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(新設)

(資本の額等の変更の届出)

第三十一条の十 金融先物清算機関は、法第九十条の十三の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

(新設)

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第九十条の三第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更
法第九十条の三第二項第三号に掲げる書類

二 法第九十条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第九十条の三第二項第三号に掲げる書類

ロ 第三十一条の二第三号及び第四号に掲げる書類

(業務に関する帳簿書類)

第三十一条の十一 法第九十条の十五の規定により金融先物清算機関は、金融先物債務引受業の業務全般を統括する営業所等において次

(新設)

に掲げる帳簿書類を別表第四により作成し、これを保存しなければならない。

一 金融先物債務引受元帳

二 証拠金等元帳

三 金融先物債務引受建玉残高帳

2 金融先物清算機関は、前項各号に掲げる帳簿書類を少なくとも五年間、これを保存しなければならない。

（事業報告書）

第三十一条の十二 法第九十条の十六に規定する事業報告書は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一項に規定する次に掲げる書類とし、毎営業年度終了後三月以内に金融庁長官に提出しなければならないものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 商法第二百八十一条第一項の付属明細書

二 清算預託金明細表

三 取引証拠金明細表

四 その他諸勘定明細表

（新設）

五 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持ち株数を記載した書面

3 金融先物取引所が法第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けて金融先物清算機関として業務を行う場合にあっては、当該金融先物取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。

（金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請）

第三十一条の十三 金融先物清算機関は、法第九十条の二十の規定により金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会（法第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては総会）の議事録

三 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書並びに決議時における資産及び負債の内容を明らかにした書面

四 金融先物債務引受業の終了の方法を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書面

（新設）

（金融先物取引所に係る金融先物債務引受業等の兼業承認申請） 第三十一条の十四 金融先物取引所は、法第九十条の二十一の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 一 承認を受けようとする業務の種類 二 当該業務の開始予定年月日 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 当該業務の内容及び方法を記載した書面 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面 三 当該業務の運営に関する規則 四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面 （經由官庁） 第三十三条 発起人又は金融先物取引所は、法第十三条第一項若しくは法第九十条の三第一項に規定する免許申請書又は第三十一条の十四第一項に規定する承認申請書を内閣総理大臣に提出しようとするときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。 2 （略） 別表第四（第三十一条の十一関係）	（新設） 第三十三条 発起人は、法第十三条第一項に規定する免許申請書を内閣総理大臣に提出しようとするときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。 2 （略） （新設）
---	---

帳簿の種類	金融先物債務 引受元帳	証拠金等元帳
記載事項	一、取引成立日時、清算参加者名、市場名、種類、取引対象通貨等、取引件数、約定価格又は約定数値 二、金融オプションの場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項	一、清算参加者名、清算参加者の自己の清算取引か清算受託取引かの別、市場名、日付、証拠金額（受入額、返戻額、差引現在額）、有価証券等（銘柄、数量、充当価格） 二、一律方式を採用す
記載上の注意	金融オプションの場合には、権利行使又は割当により売付又は買付取引が成立した日付及び時刻は「取引成立日時」として記載すること。	一、清算参加者別に区別して記載すること 二、清算参加者の自己の清算取引と清算受託取引の別に区別して記載すること 三、証拠金額は預託先別に区別して記載すること 四、証拠金額の受入額

金融先物債務 引受建玉残高 帳	
一、清算参加者名、清算参加者の自己の清算取引か清算受託取引かの別、日付、市場名、種類、取引対象通貨等、期限、前日建玉、本日取引件	る清算参加者の場合には、一に掲げるもののほか、証拠金必要額
一、清算参加者別に區別して記載すること 二、清算参加者の自己の清算取引と清算受託取引の別に區別して記載すること 三、種類、取引対象通	、返戻額及び差引現在額には、本邦通貨、外国通貨又は有価証券等の別及び合計を記載すること。 五、一律方式を採用する清算参加者及びスパン方式を採用する清算参加者に係る記載すべき事項については、清算参加者ごとの合計額を記載することとし、これを別帳とすることができ。

数（新規の売付若しくは転売又は新規の買付若しくは買戻し）、本日建玉 二、金融オプションの場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項	貨等及び期限別に区別して記載すること 四、前日建玉及び本日建玉は、売付及び買付の別に区別して記載すること。

○ 前払式証票の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）

改正案	現行
（発行保証金に充てることができる有価証券の種類） 第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。） 二 地方債証券 三 政府保証債券 四 金融庁長官が告示をもつて定める社債券その他の債券 （発行保証金に充てることができる有価証券の価額） 第二十二条 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。 一 一三 （略） 四 前条第四号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額 2・3 （略）	（発行保証金に充てることができる有価証券の種類） 第二十一条 法第十三条第七項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 （新設） 一 政府保証債券 二 金融庁長官が告示をもつて定める社債券その他の債券 （発行保証金に充てることができる有価証券の価額） 第二十二条 法第十三条第七項の規定により有価証券を発行保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める額とする。 一 一三 （略） 四 前条第二号に規定する社債券その他の債券 額面金額百円につき八十円として計算した額 2・3 （略）

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの） 第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。 一・二 （略） 三 証券会社が法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引により保有する株券等 四 法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として保有する株券等 五〇十一 （略）	（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの） 第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。 一・二 （略） 三 証券会社が法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引により保有する株券等 四 法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務として保有する株券等 五〇十一 （略）

○ 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの） 第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 一・二 （略） 三 法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として所有する株券等 四〇十一 （略）	（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの） 第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 一・二 （略） 三 法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務として所有する株券等 四〇十一 （略）

○ 有価証券の空売りに関する内閣府令（平成四年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
（空売りを行う場合の価格制限の適用除外） 第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。 一・一の二（略） 一の三 証券取引所の会員等が自己の計算による空売りを行う取引のうち、証券金融会社（<u>法第二条第二十八項</u>に規定する証券金融会社をいう。次条において同じ。）から当該証券取引所の決済機構を利用して借り入れた有価証券をもって決済する取引 二〇十二（略）	（空売りを行う場合の価格制限の適用除外） 第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。 一・一の二（略） 一の三 証券取引所の会員等が自己の計算による空売りを行う取引のうち、証券金融会社（<u>法第二条第二十五項</u>に規定する証券金融会社をいう。次条において同じ。）から当該証券取引所の決済機構を利用して借り入れた有価証券をもって決済する取引 二〇十二（略）

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査、証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一〇十八 （略） 十九 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項 二十〇二十三 （略） 二・三 （略）	1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査、証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一〇十八 （略） 十九 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項 二十〇二十三 （略） 二・三 （略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第三条の二（略） 2 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。 ハ（略） 十三 三十六（略） 三十八（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止）	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第三条の二（略） 2 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）を取得すること。 ハ（略） 十三 三十六（略） 三十八（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止）

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に係るものに限る。)、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第四項第六号(同条第八項において準用する場合を含む。))に規定する証券又は証書を除く。)

三・四 (略)

2・3 (略)

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第四項第六号(同条第八項において準用する場合を含む。))に規定する証券又は証書を除く。)

三・四 (略)

2・3 (略)

○ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
（有価証券の譲渡に関する制限等） 第五条（略） 2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。 一 社債券（新株予約権付社債券等、令第一条の五に掲げる社債券、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債（以下「振替社債」という。）と同法第六十七条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからホまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債（以下「振替特定社債」という。）に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等、令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債等振替法第二百二十七条において準用する同法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外	（有価証券の譲渡に関する制限等） 第五条（略） 2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。 一 社債券（新株予約権付社債券等、令第一条の五に掲げる社債券及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下「同じ。」に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等又は令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するものを除く。）

債」という。)に係るものを除く。)

イゝハ (略)

二 振替社債、社債等振替法第十五条において準用する同法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社債、社債等振替法第二百二十一条において準用する同法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権(以下「振替投資信託受益権」という。)、社債等振替法第二百五条において準用する同法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権(以下「振替特定目的信託受益権」という。))及び振替外債(以下この号において「振替債等」という。)

イ 当該振替債等を取得した者がその振替債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該振替債等にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 投資信託の受益証券(振替投資信託受益権に係るものを除く。)

又は特定目的信託の受益証券(振替特定目的信託受益権に係るものを除く。)

イゝハ (略)

3
(略)

イゝハ (略)

二 短期社債等

イ 当該短期社債等を取得した者がその短期社債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該有価証券にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 投資信託の受益証券又は特定目的信託の受益証券

イゝハ (略)

3
(略)

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券(社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債及び特定短期社債に係るものを除く。)のうち、次号から第三号までに掲げる有価証券以外のもの 償還期限及び利率(割引の方法により発行されるものにあつては償還期限)

二 十一 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係るものを除く。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

二 振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債(以下この号において「振替債」という。) 次のいずれかに該当する場合

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券(短期社債等に係るものを除く。)のうち、次号から第三号までに掲げる有価証券以外のもの 償還期限及び利率(割引の方法により発行されるものにあつては償還期限)

二 十一 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(短期社債等に係るものを除く。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

二 短期社債等 次のいずれかに該当する場合

イ 当該振替債に転売制限が付されており、かつ、当該振替債が付されていることが明白となる名称が付されている場合 ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合	(1) 当該振替債の口数が五十未満であること。 (2) 当該振替債を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。	三 (略)	四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。） イ・ロ 次のにいずれかに該当する場合	イ・ロ (略)	四の二 振替投資信託受益権 次のいずれかに該当する場合 イ 当該振替投資信託受益権に転売制限が付されており、かつ、当該振替投資信託受益権の取得者に交付される当該振替投資信託受益権の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合 ロ 前号ロに規定する場合	五 (略)	六 特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第三号に定める要件に該当する場合	六の二 振替特定目的信託受益権 次のいずれかに該当する場合 イ 当該振替特定目的信託受益権に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付さ
--	--	------------------	---	----------------	---	------------------	--	---

イ 当該短期社債等に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合 ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合	(1) 当該短期社債等の口数が五十未満であること。 (2) 当該短期社債等を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。	三 (略)	四 投資信託の受益証券 次のいずれかに該当する場合	イ・ロ (略)	(新設)	五 (略)	六 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第三号に定める要件に該当する場合	(新設)
---	--	------------------	----------------------------------	----------------	-------------	------------------	--	-------------

ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合 レ ている場合 (1) 当該振替特定目的信託受益権の口数が五十未満であること。 (2) 当該振替特定目的信託受益権を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。 七〇九 (略) (その他の事項) 第十条 法第二十八条項及び第二十五項の内閣府令は、別に定めるところによる。	七〇九 (略) (その他の事項) 第十条 法第二十八条項の内閣府令は、別に定めるところによる。
--	--

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（資産の運用方法の制限） 第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 三 （略） 三の二 短期社債等（法第九十八条第六項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得 四 十三 （略） （法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債をい	（資産の運用方法の制限） 第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 三 （略） 三の二 短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「短期社債法」という。）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得 四 十三 （略） （法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからへまでに掲げる資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（短期社債法第二条第一項に規定する短期社債及び法第六十一条の二第一項に規定す

う。第五十三條の二第一項第四号、第五十三條の六の二第二項第三号及び第四百十條の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。）及び株式（出資を含む。）

ロ、ホ（略）

二（略）

2・3（略）

（証券業務に付随する業務）

第五十二條の四 法第九十九條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一、五（略）

六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二條第四項の口座管理機関として行う振替業

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三條の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第二條第一項第三号に掲げる有価証券（法第九十八

）短期社債をいう。第五十三條の二第一項第四号、第五十三條の六の二第二項第三号、第三百三十一條第一項第四号、第四百十條の三第一項第一号イ、第四百八十八條第一項第四号及び第二百二十六條第一項第四号において同じ。）を除く。）及び株式（出資を含む。）

ロ、ホ（略）

二（略）

2・3（略）

（証券業務に付随する業務）

第五十二條の四 法第九十九條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一、五（略）

（新設）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三條の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第二條第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七

条第六項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期債券又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。）

、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二（略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第四号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号にお

号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二（略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。））、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（同項第三号の二及び第四号に掲げる有価証券にあつては、短期社債等に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若

いて「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（法第十九条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係るものを除く。）、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第九号に掲げる有価証券（同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締

四〇十六 (略)

三〇五 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六條の二 (略)

2 法第六十六條第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二十四 (略)

二十五 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ (略)

ロ 当該会社の発行する社債(法第九十八條第六項第一号に掲げる短期社債を除く。)を取得すること。

ハ (略)

二十六〇四十二 (略)

三〇八 (略)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第三百三十一條 法第九十條第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録によ

結する取引に限る。第五項において同じ。)

四〇十六 (略)

三〇五 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六條の二 (略)

2 法第六十六條第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二十四 (略)

二十五 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ (略)

ロ 当該会社の発行する社債(短期社債法第二条第一項に規定する短期社債を除く。)を取得すること。

ハ (略)

二十六〇四十二 (略)

三〇八 (略)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第三百三十一條 法第九十條第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債

り定まるものとされるものを含む。次条第一項、第百八十八条第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。） 二〇四（略） 2（略） （法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第百四十条の三 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イ ホ（略） 二（略） 2・3（略）	二〇四（略） 2（略） （法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限） 第百四十条の三 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。 一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次のイからホまでに掲げる資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額 イ ホ（略） 二（略） 2・3（略）
--	---

○ 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）

改正案	現行
（説明書の交付） 第二十八条 法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一〇十一（略） 十二 証券金融会社 十三 主としてコール資金の貸付け又はその貸借を媒介として行う者のうち金融庁長官の指定するもの 2・3（略） （取引報告書の記載事項等） 第三十条 法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。 2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二（略） 三 法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者が法第二十五条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎとして行う取引 3・6（略）	（説明書の交付） 第二十八条 法第四十条第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一〇十一（略） （新設） （新設） 2・3（略） （取引報告書の記載事項等） 第三十条 法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。 2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二（略） （新設） 3・6（略）

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (6) (略)

(7) 株券の売買高(法第二条第二十五項に規定する有価証券等清算取次ぎの委託高(有価証券等清算取次ぎの委託の取扱高を除く。)を含む。)及びその受託の取扱高(有価証券等清算取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取扱高を含む。)

(8) (11) (略)

三 五 (略)

(証券取引責任準備金)

第三十五条 法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一次のイからホまでに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度における売買等に係る株式数(有価証券の売買及び売買の取次ぎ(有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十五項

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (6) (略)

(7) 株券の売買高及びその受託の取扱高

(8) (11) (略)

三 五 (略)

(証券取引責任準備金)

第三十五条 法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一次のイからホまでに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度における売買等に係る株式数(有価証券の売買及び売買の取次ぎ並びに取引所有価証券市場における売買の委託

に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。以下同じ。)を除く。
。)並びに取引所有価証券市場における売買の委託の取次ぎに係る株式の数をいう。以下この条において同じ。)を二銭に乘じて算出した金額

ロ 当該営業年度において受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この条において同じ。)をした株式に係る有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ ホ (略)

二 (略)

の取次ぎに係る株式の数をいう。以下この条において同じ。)を二銭に乘じて算出した金額

ロ 当該営業年度において受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ ホ (略)

二 (略)

○ 金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）

改 正 案	現 行
（分別保管） 第二十八条 分別保管府令第一条、第二条、第三条、第四条（第三項、第四項及び第六項を除く。）及び第五条（第三号及び第十一号を除く。）の規定は、それぞれ法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める有価証券、同項に規定する内閣府令で定める方法、同条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券、同項に規定する顧客分別金の額及び同条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「金銭（信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券の売付代金であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。）」とあるのは「金銭」と、分別保管府令第四条第七項中「第二項から第五項まで」とあるのは「第二項及び第五項」と、「第一項及び前項」とあるのは「第一項」と、分別保管府令第五条第四号ロ中「金融機関」とあるのは「金融機関（自己を除く。）」と、同条第十二号中「信託管理人である投資者保護基金」とあるのは「信託管理人」と、「当該投資者保護基金」とあるのは「当該信託管理人」と読み替えるものとする。	（分別保管） 第二十八条 分別保管府令第一条、第二条、第三条、第四条（第三項、第四項及び第六項を除く。）及び第五条（第三号及び第十一号を除く。）の規定は、それぞれ法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める有価証券、同項に規定する内閣府令で定める方法、同条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券、同項に規定する顧客分別金の額及び同条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「金銭（信用取引（法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券の売付代金であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。）」とあるのは「金銭」と、分別保管府令第四条第七項中「第二項から第五項まで」とあるのは「第二項及び第五項」と、「第一項及び前項」とあるのは「第一項」と、分別保管府令第五条第四号ロ中「金融機関」とあるのは「金融機関（自己を除く。）」と、同条第十二号中「信託管理人である投資者保護基金」とあるのは「信託管理人」と、「当該投資者保護基金」とあるのは「当該信託管理人」と読み替えるものとする。

○ 証券会社の分別保管に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
（顧客分別金の対象となる金銭又は有価証券） 第三条 法第四十七条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる金銭又は有価証券とする。 一 証券業に係る顧客との取引に関して顧客の計算に属する金銭（信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。） 二（略） （顧客分別金の額の算定） 第四条（略） 2ゝ5（略） 6 証券会社が、信用取引につき顧客に貸し付ける金銭又は有価証券（以下「特定金銭等」という。）を調達するため、当該顧客から預託を受けた法第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（以下「信用取引保証金代用有価証券」という。）を、証券金融会社又は当該証券会社と取引（法第二十五条に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に掲	（顧客分別金の対象となる金銭又は有価証券） 第三条 法第四十七条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券は、次の各号に掲げる金銭又は有価証券とする。 一 証券業に係る顧客との取引に関して顧客の計算に属する金銭（信用取引（法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。） 二（略） （顧客分別金の額の算定） 第四条（略） 2ゝ5（略） 6 証券会社が、信用取引につき顧客に貸し付ける金銭又は有価証券（以下「特定金銭等」という。）を調達するため、当該顧客から預託を受けた法第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（以下「信用取引保証金代用有価証券」という。）を、証券金融会社又は当該証券会社と取引を行うその他証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第

げるものに限る。以下単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行うものを代理して取引を成立させる行為を含む。以下同じ。）を行うその他証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下「母店証券会社」という。）

若しくは当該証券会社から有価証券等清算取次ぎを受託した者（以下「母店証券会社等」という。）に担保として提供する場合において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該信用取引保証金代用有価証券の時価は、第一項に規定する有価証券の時価の算出に当たっては、当該有価証券の時価に算入しないものとする。

一 当該証券会社と当該証券金融会社又は当該母店証券会社等において、特定金銭等を調達するため当該証券会社が当該証券金融会社又は当該母店証券会社等と行う取引（以下「調達取引」という。）の管理については、当該証券会社が当該証券金融会社又は当該母店証券会社等と行うその他の取引（以下「非調達取引」という。）の管理と明確に区分されているとともに、調達取引が母店証券会社等と行われる場合にあっては、当該母店証券会社等において各顧客に係る調達取引の管理が明確に区分されていること。

二 調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社等に担保として提供された信用取引保証金代用有価証券（以下この項において「特定代用有価証券」という。）の所有権が当該顧客に留保されているとともに、当該証券金融会社又は当該母店証券会社等において当該特定代用有価証券の管理が非調達取引に係る有価証券の管理と明確に区分されており、かつ、当該証券会社（調達取引が母店証券会社等と行われる場合にあっては、当該母店証券

五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下「母店証券会社」という。）に担保として提供する場合において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該信用取引保証金代用有価証券の時価は、第一項に規定する有価証券の時価の算出に当たっては、当該有価証券の時価に算入しないものとする。

一 当該証券会社と当該証券金融会社又は当該母店証券会社において、特定金銭等を調達するため当該証券会社が当該証券金融会社又は当該母店証券会社等と行う取引（以下「調達取引」という。）の管理については、当該証券会社が当該証券金融会社又は当該母店証券会社等と行うその他の取引（以下「非調達取引」という。）の管理と明確に区分されているとともに、調達取引が母店証券会社と行われる場合にあっては、当該母店証券会社において各顧客に係る調達取引の管理が明確に区分されていること。

二 調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社に担保として提供された信用取引保証金代用有価証券（以下この項において「特定代用有価証券」という。）の所有権が当該顧客に留保されているとともに、当該証券金融会社又は当該母店証券会社において当該特定代用有価証券の管理が非調達取引に係る有価証券の管理と明確に区分されており、かつ、当該証券会社（調達取引が母店証券会社等と行われる場合にあっては、当該母店証券会社

券会社等を含む。)において顧客ごとの所有に係る特定代用有価証券の種類及び数量が帳簿により明確に判別できること。

三 当該証券会社と当該証券金融会社又は当該母店証券会社等において、当該証券会社が調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社等から調達した金銭及び有価証券の時価に相当する金額を合計した額と、当該証券会社が当該調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社等に担保として提供した買付有価証券の時価に相当する金額及び売付代金の金額を合計した額の差額が、毎日算出され、かつ、授受されることとされていること。

四 契約により、当該証券金融会社又は当該母店証券会社等において、当該証券金融会社又は当該母店証券会社等が非調達取引に関して当該証券会社に対して有する債権（調達取引が母店証券会社等と行われる場合にあっては、当該母店証券会社等が当該顧客以外の顧客に係る調達取引に関して有する債権を含む。）を満足させることを目的として特定代用有価証券を担保処分しないこととされていること。

7| 証券会社から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて当該証券会社から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券を証券金融会社又は母店証券会社に提供する場合において、当該有価証券等清算取次ぎの受託者が、前項各号の要件のすべてを満たすときは、当該信用取引保証金代用有価証券の時価は、当該受託者に係る第一項に規定する有価証券の時価の算出に当たっては、当該有価証券の時価に算入しないものとする。

8| (略)

を含む。)において顧客ごとの所有に係る特定代用有価証券の種類及び数量が帳簿により明確に判別できること。

三 当該証券会社と当該証券金融会社又は当該母店証券会社等において、当該証券会社が調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社等から調達した金銭及び有価証券の時価に相当する金額を合計した額と、当該証券会社が当該調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社等に担保として提供した買付有価証券の時価に相当する金額及び売付代金の金額を合計した額の差額が、毎日算出され、かつ、授受されることとされていること。

四 契約により、当該証券金融会社又は当該母店証券会社等において、当該証券金融会社又は当該母店証券会社等が非調達取引に関して当該証券会社に対して有する債権（調達取引が母店証券会社と行われる場合にあっては、当該母店証券会社が当該顧客以外の顧客に係る調達取引に関して有する債権を含む。）を満足させることを目的として特定代用有価証券を担保処分しないこととされていること。

(新設)

7| (略)

[

○ 外国証券業者に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十七号）

改正案	現行
（顧客資産の分別保管） 第二十六条（略） 2 分別保管府令第三条及び第四条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券若しくは顧客分別金の算定について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「法第百五十六条の二十四第一項」とあるのは「証券取引法第百五十六条の二十四第一項」と、同条第二号中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項」と、分別保管府令第四条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第二項中「法第四十七条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条」と、同条第五項中「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第三十条第二項第二号ロ又はハ」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十二項において準用する証券会社に関する内閣府令第三十条第二項第二号ロ又はハ」と、同条第六項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。	（顧客資産の分別保管） 第二十六条（略） 2 分別保管府令第三条及び第四条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券若しくは顧客分別金の算定について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「法第百五十六条の三第一項」とあるのは「証券取引法第百五十六条の三第一項」と、同条第二号中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項」と、分別保管府令第四条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第二項中「法第四十七条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条」と、同条第五項中「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第三十条第二項第二号ロ又はハ」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十二項において準用する証券会社に関する内閣府令第三十条第二項第二号ロ又はハ」と、同条第六項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

3・4 (略) (資産の国内保有) 第三十七条 令第十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券で国内における募集又は売出しに係るものとする。 一 令第十六条第二項第二号に規定する株券を発行する国内の会社の社債券及び約束手形(証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものをいう。) 二 四 (略) 2 (略)	3・4 (略) (資産の国内保有) 第三十七条 令第十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券で国内における募集又は売出しに係るものとする。 一 令第十六条第二項第二号に規定する株券を発行する国内の会社の債券 二 四 (略) 2 (略)
---	--

○ 銀行法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第三十九号）

改 正 案	現 行
附 則 (経過規定) 第二条 (略) 2 新規則第十四条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（法第 十条第三項に規定する短期社債等に係るものを除く。）並びに新規 則第十四条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分 の間適用しない。 3 7 (略)	附 則 (経過規定) 第二条 (略) 2 新規則第十四条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（短期 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第 二項に規定する短期社債等に係るものを除く。）並びに新規則第十 四条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分の間適 用しない。 3 7 (略)

○ 長期信用銀行法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十号）

改 正 案	現 行
附 則 (経過規定) 第二条 (略) 2 新規則第十三条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（<u>法第</u> <u>六条第四項に規定する短期社債等に係るものを除く。</u>）並びに新規 則第十三条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分 の間適用しない。 3 ゝ 7 (略)	附 則 (経過規定) 第二条 (略) 2 新規則第十三条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（<u>短期</u> <u>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第</u> <u>二項に規定する短期社債等に係るものを除く。</u>）並びに新規則第十 三条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分の間適 用しない。 3 ゝ 7 (略)

○ 信用金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十一号）

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置) 第二条 (略) 2 新規則第十六条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（<u>法第五十三</u>条第五項第一号に規定する短期社債等に係るものを除く。）並びに新規則第十六条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分の間適用しない。 3 8 (略)	附 則 (経過措置) 第二条 (略) 2 新規則第十六条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く。</u>）並びに新規則第十六条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分の間適用しない。 3 8 (略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十二号）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第六項第一号に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び新規則第六条第四項第四号に掲げるものについて、当分の間適用しない。 2 5 （略）	附 則 （経過措置） 第二条 この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び新規則第六条第四項第四号に掲げるものについては、当分の間適用しない。 2 5 （略）

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改正案	現行
（特定短期社債権者の反対） 第三十五条の二 法第百十八条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百十八条において準用する同法第八十六条第五項の規定による書面の供託	（特定短期社債権者の反対） 第三十五条の二 法第百十八条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 前号に掲げる場合以外の場合 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十二条において準用する同法第六十条に規定する書面（短期社債等の振替に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第一号）第二十九条第三項に規定する付記がされているものに限る。）の供託

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
（令第七条に規定する内閣府令で定める方式等） 第五条（略） 2 令第七条に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる当該受益証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。 一 受益証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十一条において準用する同法第六十六条第二号に規定する受益権（次号において「振替投資信託受益権」という。）に係るものを除く。） イ 受益証券を取得しようとする適格機関投資家が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となつた当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。 ロ 受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。 ハ 受益証券に前号に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。	（令第七条に規定する内閣府令で定める方式等） 第五条（略） 2 令第七条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。 一 受益証券を取得しようとする適格機関投資家が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となつた当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。 二 受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。 三 受益証券に前号に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 振替投資信託受益権

イ 振替投資信託受益権を取得した適格機関投資家が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 振替投資信託受益権に前号に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

（令第三十八条第二号に規定する内閣府令で定める業務）

第六十一条の二 令第三十八条第二号に規定する内閣府令で定める業務は、社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業（投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものに限る。）

（新設）

○ 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）

改正案	現行
（控除すべき固定資産等） 第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。 一、三（略） 四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。） イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）に係るもの、コム・シヤル・ペーパー（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性	（控除すべき固定資産等） 第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。 一、三（略） 四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。） イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。）に係るもの、コム・シヤル・ペーパー（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下この号において同じ。））、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。）

2 5 6 (略)	五 (略) ロ・ハ (略) 質を有するものをいう。以下この号において同じ。）、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。）
2 5 6 (略)	五 (略) ロ・ハ (略)

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
（金庫の子会社の範囲等） 第六条の三（略） 2 法第五十八条の三第一項第二号又は法第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一〇十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（<u>法第五十八条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。</u>）を取得すること。 ハ（略） 十三（三十六）（略） 三〇九（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止）	（金庫の子会社の範囲等） 第六条の三（略） 2 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一〇十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ（略） ロ 当該会社の発行する社債（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。</u>）を取得すること。 ハ（略） 十三（三十六）（略） 三〇九（略） （金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 一 (略) 二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券（法第五十八條第六項第一号ロに掲げる短期商工債券、同号ハに掲げる短期債券又は同号ヘに掲げる短期農林債券に係るものに限る。）、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第五条の六第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。） 三・四 (略) 2・3 (略)	第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 一 (略) 二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（第五条の六第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。） 三・四 (略) 2・3 (略)
---	---

○ 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省・労働省令第六号）

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置) 第二条 (略) 2 新規則第十二条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（<u>法第五十八条第六項第一号に規定する短期社債等に係るものを除く。</u>）及び新規則第十二条第四項第四号に掲げるものについては、当分の間適用しない。 3 3 6 (略)	附 則 (経過措置) 第二条 (略) 2 新規則第十二条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く。</u>）及び新規則第十二条第四項第四号に掲げるものについては、当分の間適用しない。 3 3 6 (略)

○ 投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）

改正案	現行
（補償対象債権の評価方法） 第三条（略） 2 法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引に際して証券会社が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。 （金融機関の指定） 第十九条 法第七十九条の七十二に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 法第百五十六条の二十三に規定する証券金融会社 二・三（略）	（補償対象債権の評価方法） 第三条（略） 2 法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引に際して証券会社が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする。 （金融機関の指定） 第十九条 法第七十九条の七十二に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 法第百五十六条の二に規定する証券金融会社 二・三（略）